

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 2018年10月19日

【会社名】 大王製紙株式会社

【英訳名】 Daio Paper Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐光 正義

【本店の所在の場所】 愛媛県四国中央市三島紙屋町 2 番60号
 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っています。）

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区富士見 2 丁目10番 2 号

【電話番号】 (0 3) 6 8 5 6 - 7 5 1 5

【事務連絡者氏名】 財務部長 井川 準一

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

第21回無担保社債（7年債）	15,000	百万円
第22回無担保社債（10年債）	5,000	百万円
計	20,000	百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2018年 7 月23日
効力発生日	2018年 7 月31日
有効期限	2020年 7 月30日
発行登録番号	30 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 50,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 50,000百万円
 (50,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

大王製紙株式会社東京本社

(東京都千代田区富士見2丁目10番2号)

大王製紙株式会社大阪支店

(大阪市中央区備後町4丁目1番3号)

大王製紙株式会社名古屋支店

(名古屋市中区丸の内1丁目16番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)(7年債)】

銘柄	大王製紙株式会社第21回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金15,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金15,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.605%
利払日	毎年4月25日および10月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下償還期日という。)までこれをつけ、2019年4月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月25日および10月25日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)11.元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2025年10月24日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2025年10月24日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記「(注)11.元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
申込期間	2018年10月19日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2018年10月25日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第22回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保を提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下R&Iという。）からBBB+（トリプルBプラス）の信用格付を2018年10月19日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない場合がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

(1) 当社は、農林中央金庫（以下財務代理人という。）との間に2018年10月19日付大王製紙株式会社第21回無担保社債（社債間限定同順位特約付）財務代理契約証書を締結し、本社債の発行代理人および支払代理人としての事務その他本社債に係る事務を財務代理人に委託する。

(2) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(3) 当社が財務代理人を変更する場合には、当社は本（注）7. に定められた方法によりその旨を公告する。

5. 担保権を設定した場合の公告

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

6. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、本社債について期限の利益を喪失し、本（注）7. に定められた方法によりその旨を公告する。

(1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。

(2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反したとき。

(3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違反したとき。

(4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の者の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をしないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併した場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
7. 社債権者に通知する場合の公告の方法
 本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載しなければならない。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
8. 社債要項の変更
 (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.(1)を除く。)の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 (2) 裁判所の認可を受けた前(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
9. 社債権者集会に関する事項
 (1) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)7.に定められた方法により公告する。
 (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
10. 社債要項の公示
 当社は、その本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
11. 元利金の支払
 本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託(7年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	6,900	1 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	6,900	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	500	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	400	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	300	
計		15,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	大王製紙株式会社第22回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金5,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金5,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.864%
利払日	毎年4月25日および10月25日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下償還期日という。）までこれをつけ、2019年4月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月25日および10月25日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記「（注）11．元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2028年10月25日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2028年10月25日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記「（注）11．元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
申込期間	2018年10月19日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2018年10月25日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第21回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保を提供する場合(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。)には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)からBBB+(トリプルBプラス)の信用格付を2018年10月19日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない場合がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

(1) 当社は、農林中央金庫(以下財務代理人という。)との間に2018年10月19日付大王製紙株式会社第22回無担保社債(社債間限定同順位特約付)財務代理契約証書を締結し、本社債の発行代理人および支払代理人としての事務その他本社債に係る事務を財務代理人に委託する。

(2) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(3) 当社が財務代理人を変更する場合には、当社は本(注)7.に定められた方法によりその旨を公告する。

5. 担保権を設定した場合の公告

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

6. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、本社債について期限の利益を喪失し、本(注)7.に定められた方法によりその旨を公告する。

(1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。

(2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反したとき。

(3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違反したとき。

(4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の者の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をしないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併した場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
7. 社債権者に通知する場合の公告の方法
 本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載しなければならない。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
8. 社債要項の変更
 (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.(1)を除く。)の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 (2) 裁判所の認可を受けた前(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
9. 社債権者集会に関する事項
 (1) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)7.に定められた方法により公告する。
 (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
10. 社債要項の公示
 当社は、その本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
11. 元利金の支払
 本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,300	1 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,300	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	200	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	100	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	100	
計		5,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	110	19,890

(注) 上記金額は、第21回無担保社債および第22回無担保社債の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,890百万円は、2020年3月末までに全額を当社三島工場に更新および増設している難処理古紙（ビニール等が付属する、これまで再利用が困難であった古紙）の有効活用に関する設備、およびバイオマスボイラーによる発電設備にかかる資金に充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、現金または現金等価物にて管理します。

また、参照書類としての有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載された設備投資計画のうち、難処理古紙の有効活用に関する設備およびバイオマスボイラーによる発電設備にかかる設備投資計画は本発行登録追補書類提出日（2018年10月19日）現在（ただし、既支払額については2018年9月30日現在）以下のとおりです。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了予定	
当社三島工場 (愛媛県四国中央市)	紙・板紙	難処理古紙 再利用に係 る設備の更 新及び増設	15,290	-	社債発行 資金及び 借入金等	2018年 12月	2020年 4月	(注1)
いわき大王製紙株式会社 (福島県いわき市)	紙・板紙	難処理古紙 再利用に係 る設備の更 新及び増設	1,000	-	当社から の投融資 資金	2018年 6月	2020年 4月	(注1)
当社三島工場 (愛媛県四国中央市)	その他	発電設備の 増設	21,000	7,573	社債発行 資金及び 借入金 (注2)	2017年 1月	2020年 7月	発電能力 61,000kW

(注) 1. 設備が多岐にわたり、完成後の増加能力を算定することが困難なため、記載を省略しています。

2. 社債発行資金とは、2015年9月17日に発行した2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債、第21回無担保社債および第22回無担保社債の発行資金です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、第21回無担保社債および第22回無担保社債についてグリーンボンド発行のために国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」（注1）、環境省の「グリーンボンドガイドライン2017年版」（注2）及び国際NGOである気候ボンドイニシアチブ（CBI）の気候ボンド標準（v.2.1）（注3）の要件を満たすグリーンボンド・フレームワークを策定し、第三者評価機関であるDNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社（以下「DNV GL」という。）よりセカンドパーティオピニオンを取得しております。

また、第21回無担保社債および第22回無担保社債が第三者評価を取得することに関し、環境省の平成30年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業（注4）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるDNV GLは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

（注1）グリーンボンド原則（Green Bond Principles）とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。

（注2）グリーンボンドガイドライン2017年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表したガイドライン。

（注3）気候ボンド標準（v.2.1）とは、気候ボンドイニシアチブ（CBI）が当該債券がパリ協定における2目標と一致していることを、厳格な科学的基準に基づいて保証する基準。

（注4）グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすもの。

(1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること

- 主に国内の低炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）
- ・調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
- ・低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
- ・低炭素化効果 国内のCO₂削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
- ・地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等

(2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること

(3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと

グリーンボンド・フレームワークについて

当社は、グリーンボンド発行を目的として、グリーンボンド原則2018が定める4つの柱（調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートリング）に従ってフレームワークを以下のとおり策定しました。

1. 調達資金の用途

グリーンボンドで調達された資金は、以下の適格クライテリアのいずれかを満たす適格プロジェクトに関連する新規又は既存の資金拠出へ充当します。

既存の支出のリファイナンスに充当する場合は、当該グリーンボンドの発行日より遡って24ヶ月以内に実施された支出とします。

（適格クライテリア）

・難処理古紙の有効活用（グリーンボンド原則2018のカテゴリー：汚染防止と管理）

難処理古紙設備の開発、建設、運転、改良及び拡張に関連する新規又は既存の支出。

1) 取組み内容

当社は、2018年度から2020年度までの3年間を対象期間とする第3次中期事業計画において、当社三島工場が持つ強みのひとつである国内屈指の難処理古紙の選別・パルプ化技術を生かして、当社グループ会社の保有する金属・プラスチック等の自動選別技術を古紙処理設備に組み込み、難処理古紙を有効活用します。今後、更にこの技術を磨き、板紙生産における難処理古紙の使用比率を約30%まで高めることを当面の目標としています。

* 難処理古紙とは未選別でビニール等が付属する古紙の中で、これまで再利用が困難であったものを指し、当社が独自に定義づけしているもの。

2) 詳細

- (1) 難処理古紙を段ボール原紙等の原料として再利用するための設備を新設します。
- (2) また、難処理古紙から紙原料になる部分を選別する際に、付属するビニール等のゴミが出ますが、これらを単純に焼却処分するのではなく、焼却時に発生する熱エネルギーを利用し、発電及び抄紙の際の乾燥工程へも併せて活用する計画です。
- (3) これらを実行することにより、以下の環境改善効果が見込まれます。

廃棄物の削減

本来紙ゴミであったものを紙原料として再利用することで、廃棄物を削減することが可能です。

CO₂排出量の削減

紙ゴミとして廃棄（焼却処分）される量が減少するため、焼却時に発生していたCO₂削減が見込まれます。

廃棄物由来燃料による発電

廃棄物の焼却で得た蒸気と電力は、工場にて生産活動に利用し、化石燃料由来のエネルギー利用量低減に繋がります。

- ・ バイオマスボイラーによる発電設備（FITボイラー）の増設（グリーンボンド原則2018のカテゴリー：再生可能エネルギー）

黒液100%を燃料とする、バイオマスボイラー設備の開発、建設、運転、改良及び拡張に関連する新規又は既存の支出

1) 取組み内容

当社は、持続的成長に向けた基盤構築のため、第3次中期事業計画の中でFIT制度を活用したバイオマス発電の取組みを掲げています。今後も当社グループでは、再生可能エネルギーの有効利用を通じて、環境負荷低減の取組みを継続していきます。

2) 詳細

- (1) パルプ製造工程で発生する「黒液（リグニン：木の樹脂由来）」を燃料として発電するボイラーを新設します。
- (2) なお、新設するボイラーは100%黒液を燃料として発電します。
（設備の起動・停止時を除く）
- (3) これらを実行することにより、以下の環境改善効果が見込まれます。

CO₂排出量の削減

当該設備の増設により、化石燃料による発電を行った場合と比較して、CO₂排出量の削減が見込まれます。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

当社は、国際資本市場協会（ICMA）の定めるグリーンボンド原則2018、環境省の定めるグリーンボンドガイドライン（2017年版）、及び気候ボンドイニシアチブ（CBI）の定める気候ボンド標準（v.2.1）との整合性のあるプロセスを経て、当社グループ経営理念、DAI0地球環境憲章、グループ長期ビジョン、第3次中期事業計画及び適格クライテリアと合致する適格プロジェクトを選定し、グリーンボンドによる調達資金を充当します。

上記プロジェクト選定プロセスに基づき、1)当社の財務部及びCSR部が適格プロジェクトの候補を選出しました。2)この選出したプロジェクト候補については、関係部署等と協議した上で、代表取締役が最終決定します。

また、適格プロジェクトに関連する環境リスクは、1)設備新設・増設に伴う利用電力増加によるCO₂排出量の増加、2)板紙増産による排水量増加、3)難処理古紙の搬入車両増加による構内での排気ガス増加、4)古紙に付属するビニール等に含まれる塩素分が焼却処理されることによるダイオキシン類の発生可能性が想定されます。

これら想定される環境リスクに対し、当社はリスク緩和策として以下の対応策を実施しています。

1) 法令等の遵守

(1) 環境関連法令の遵守

当社グループは、コンプライアンス活動の一環として、全ての役員・社員に環境関連を含め、全ての法規制を遵守するように徹底しています。

(2) 環境アセスメント

各設備の所在する地域の環境影響評価条例に従い、必要に応じて環境影響評価や大規模な開発事業の実施に伴うネガティブな環境影響の可能性低減のための調査を実施しています。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）

廃棄物処理法に基づき、所在の都道府県知事による設置許可を取得の上、運営しています。設置許可取得にあたっては、環境省令にて規定された周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施しており、いずれの適格グリーンプロジェクトもかかる要件を充足するものとなっています。

また、当該設置許可は、大気環境基準の確保が許可の前提となっていることから、当該適格プロジェクト施設周辺は大気環境基準を満たすものとなっていると評価できます。

(4) 廃棄物処理施設生活環境影響調査

いずれの適格プロジェクトにおいても、廃棄物処理施設生活環境影響調査及び、大気質・騒音・振動・悪臭・水質・地下水関連への環境影響調査を実施しております。

(5) バイオマス発電にかかるプロジェクト

バイオマスボイラーによる発電設備は、FIT制度を活用しており、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法改正法に基づいて策定された、事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）及び再生可能エネルギー固定価格買取制度を遵守しています。これら法令は、土地及び環境評価など環境保全のために必要な措置についてガイダンスを示すものです。

2) 実務的な対応

(1) 当該設備を新設又は増設する工場では自家発電を行っており、使用電力増加分については自家発電で賄う計画であり、また、当社では、バイオマス燃料や廃棄物燃料を利用した発電設備による、環境負荷の低いエネルギーを積極的に活用する計画です。

(2) 難処理古紙等のグレード（品質）の低い古紙処理では、工場排水を再利用した再生水を使用することにより、新たな排水の増加を抑制します。また、工場排水は全て排水処理設備を通じて環境に影響を及ぼさない形で排出しています。

(3) 工場内での物流レイアウトや搬入及び効率改善策を実施し、構内移動に伴う排気ガス増加を抑制します。

3. 調達資金の管理

調達資金の充当及び管理は、当社財務部が実施します。

財務部では、関係部署と連携の下、当社にて規定した管理フローに従い対象となるプロジェクトの予算と実際の支出を月次で追跡管理します。調達資金の充当状況についても、併せて月次で管理します。

また、調達資金の支出に関連する資料は、法令及び文書取扱規程等の社内規程に従い管理します。

なお、調達された資金の大半は発行から約2年で支出予定です。調達資金の充当が決定されるまでの間は、当社が資金と等しい額を現金又は現金同等物にて管理します。

4. レポートニング

各適格プロジェクトへの資金充当状況及び環境への効果について、年1回レポートニングします。

1) 発行体によるレポートニング

(1) 資金充当状況レポートニング

当社は、グリーンボンドで調達した資金が償還されるまでの間、資金充当状況について、年1回コーポレートレポート及び当社ウェブサイトのいずれか（又は両方）にて開示予定です。

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当開始後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

(2) インパクト・レポーティング

グリーンボンドで調達した資金が償還されるまでの間、資金充当された適格プロジェクトの進捗状況及び環境改善効果を示す以下の指標等について、年1回コーポレートレポート及び当社ウェブサイトいずれか（又は両方）にて開示予定です。

・難処理古紙の有効活用

難処理古紙再利用による廃棄物の削減量

古紙に付属するビニール等のサーマルリサイクルによる発電量

上記 及び を実施することによるCO₂排出量削減量

・バイオマスボイラーによる発電設備（FITボイラー）の増設

化石燃料使用時と比較したCO₂の削減量

2) コンプライアンス・レビュー

当社は、第三者評価機関であるDNV GLと適格プロジェクトが大王製紙グリーンボンド・フレームワークに適合しているかを評価するための発行後、年次レビュー契約をDNV GLと締結します。本発行後年次レビューは、調達資金の大半の充当が完了する見込である約2年後まで取得します。3年後以降については、資金の充当状況に応じて定期レビューを取得するかを判断します。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書に記載しようとしている事項は以下のとおりです。

表紙に、大王製紙株式会社第21回無担保社債（社債間限定同順位特約付）および大王製紙株式会社第22回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の別称「大王製紙グリーンボンド」を記載します。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第107期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第108期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月8日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2018年10月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年7月2日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2018年10月19日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には、「事業等のリスク」以外にも将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

大王製紙株式会社本店

（愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号）

大王製紙株式会社東京本社

（東京都千代田区富士見2丁目10番2号）

大王製紙株式会社大阪支店

（大阪市中央区備後町4丁目1番3号）

大王製紙株式会社名古屋支店

（名古屋市中区丸の内1丁目16番4号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。